

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成17年9月15日(2005.9.15)

【公開番号】特開2003-290459(P2003-290459A)

【公開日】平成15年10月14日(2003.10.14)

【出願番号】特願2002-104189(P2002-104189)

【国際特許分類第7版】

A 6 3 F 7/02

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 0 Z

A 6 3 F 7/02 Z A B

【手続補正書】

【提出日】平成17年4月5日(2005.4.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技盤を備え、遊技者に特定の遊技価値を付与可能な遊技機であって、

当該遊技機を構成する複数の構成部材のうち、前記遊技盤面より前方に配置される部分を有し、かつ、遊技者が前記遊技機の正面より視認可能な部分を有する構成部材の少なくとも1つにおいて、当該構成部材の材質名又はその材質を意味する記号を、少なくとも遊技者にとって視認困難又は視認不能となる部位における前記遊技機の前後方向に沿った面上に表記したことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

遊技盤に、特定遊技部材を備えた遊技機であって、

前記特定遊技部材は、少なくとも第1構成部材と第2構成部材とを有し、

前記第1構成部材は、前記遊技盤面より前方に配置される部分を有し、かつ、遊技者が前記遊技機の正面より視認可能な部分を有する構成部材であって、前記第2構成部材に組付けられる組付け部を有し、

前記組付け部に、前記第1構成部材の材質名又はその材質を意味する記号を表記したことを特徴とする遊技機。

【請求項3】

前記組付け部は、前記第1構成部材の所定部分から突出する突部であることを特徴とする請求項2に記載の遊技機。

【請求項4】

前記突部が、前記第2構成部材の所定部位に係止されることにより被覆されるようにしたことを特徴とする請求項3に記載の遊技機。

【請求項5】

前記突部が、前記第2構成部材の所定部位に嵌められるようにしたことを特徴とする請求項3に記載の遊技機。

【請求項6】

前記材質名又は材質を意味する記号が表記された構成部材は、透光性又は視認性を有する構成部材であることを特徴とする請求項1乃至5のいずれかに記載の遊技機。